



平成 29 年 5 月 10 日

各位

会 社 名	株 式 会 社 み ち の く 銀 行
代 表 者 名	取 締 役 頭 取 高 田 邦 洋
コ ー ド 番 号	8 3 5 0 東 証 第 一 部
問 合 せ 先	執 行 役 員 経 営 企 画 部 長 須 藤 慎 治

(TEL 017-774-1116)

株式併合、単元株式数の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

株式会社みちのく銀行（頭取 高田邦洋）は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 28 日開催予定の第 45 期定時株主総会に、株式併合、単元株式数の変更および定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件につきましては、普通株主に係る種類株主総会、ならびに A 種優先株主に係る種類株主総会に付議することを併せて決議しております。

記

1.株式併合

(1) 株式併合の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しており、その移行期限は平成 30 年 10 月 1 日とされています。

当行は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当行の普通株式の売買単位（単元株式数）を 1,000 株から 100 株に変更するとともに、単元株式数の変更後においても証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5 万円以上、50 万円未満）を維持することを目的として、普通株式について 10 株を 1 株に併合し、また、あわせて、A 種優先株式についてもその権利に変動が生じないようにするため、普通株式と同様に単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するとともに、10 株を 1 株に併合する株式併合（以下あわせて「本株式併合」といいます。）を行います。

(2) 株式併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式および A 種優先株式

②併合の方法・比率

普通株式および A 種優先株式のいずれについても、平成 29 年 10 月 1 日をもって、平成 29 年 9 月 30 日の最終株主名簿に記録された株主様の所有株式数を基準に、10 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数 (平成 29 年 3 月 31 日現在)	普通株式	181,353,953 株
	A 種優先株式	40,000,000 株
株式併合により減少する株式数	普通株式	163,218,558 株
	A 種優先株式	36,000,000 株
株式併合後の発行済株式総数	普通株式	18,135,395 株
	A 種優先株式	4,000,000 株

(注)「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、平成 29 年 3 月 31 日現在の株式併合前の発行済株式総数及び本株式併合の比率に基づき算出した理論値です。

④株式併合の影響

本株式併合により、普通株式および A 種優先株式の発行済株式総数はいずれも 10 分の 1 に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、各株式の 1 株あたりの純資産額は 10 倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、普通株式および A 種優先株式のいずれについても、株式の資産価額に変動はありません。

(3) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 235 条の定めに基づき、当行が一括して処分し、その処分代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(4) 株式併合により減少する株主数

平成 29 年 3 月 31 日現在の当行の株主名簿に基づく株主構成は、次の通りです。

所有株式数	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
総株主	普通株式 25,444 名 (100.00%)	普通株式 181,353,953 株 (100.00%)
	A 種優先株式 1 名 (100.00%)	A 種優先株式 40,000,000 株 (100.00%)
10 株未満所 有株主	普通株式 470 名 (1.85%)	普通株式 2,087 株 (0.00%)
	A 種優先株式 0 名 (0.00%)	A 種優先株式 0 株 (0.00%)
10 株以上所 有株主	普通株式 24,974 名 (98.151%)	普通株式 181,351,866 株 (100.00%)
	A 種優先株式 1 名 (100.00%)	A 種優先株式 40,000,000 株 (100.00%)

(注) 上記株主構成を前提として、本株式併合を行った場合、10 株未満の株式をご所有の普通株主様 470 名 (所有株式数の合計 2,087 株) は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当行の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

60,000,000 株

本株式併合の比率に合わせて、当行の発行可能株式総数を、現行の 6 億株から 6 千万株に減少いたします。

なお、会社法第 182 条第 2 項に基づき、本株式併合の効力発生日である平成 29 年 10 月 1 日に、定款第 6 条 (発行可能株式総数および発行可能種類株式総数) の規定する発行可能株式総数が、現行の 6 億株から 6 千万株に変更されたものとみなされます。

(6) 株式併合の条件

平成 29 年 6 月 28 日開催予定の第 45 期定時株主総会、および普通株主に係る種類株主総会、ならびに A 種優先株主に係る種類株主総会において、本株式併合に関する議案および下記「3.定款の一部変更」に関する議案が承認されることを条件といたします。

(7) 新株予約権付社債に係る転換価額の調整

当行が平成 25 年 12 月 19 日に発行した 120%コールオプション条項付第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）に係る社債要項上、当行が株式の併合を行う場合、当行は、社債管理者と協議のうえ、必要な転換価額の調整を行うこととなりますが、当該調整後の転換価額は、現時点では確定しておりません。当該調整後の転換価額が確定次第、お知らせいたします。

(8) A 種優先株式に係る取得価額および下限取得価額の調整

当行の A 種優先株式に係る発行要項上、当行が株式の併合を行う場合、A 種優先株式に係る取得価額および下限取得価額は、当該発行要項の定めに従って調整されることとなりますが、当該調整後の取得価額および下限取得価額は、現時点では確定しておりません。当該調整後の取得価額および下限取得価額が確定次第、お知らせいたします。

2.単元株式数の変更

(1) 単元株式数の変更の理由

上記 1. (1) に記載のとおり、全国証券取引所による「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応するとともに、A 種優先株式についてもその権利に変動が生じないようにするためであります。

(2) 単元株式数の変更の内容

当行の普通株式および A 種優先株式の単元株式数を、いずれも 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 単元株式数の変更の条件および変更予定日

平成 29 年 6 月 28 日開催予定の第 45 期定時株主総会、および普通株主に係る種類株主総会、ならびに A 種優先株主に係る種類株主総会において、上記「1.株式併合」に関する議案および下記「3.定款の一部変更」に関する議案がいずれも承認されることを条件とし、本株式併合の効力発生日である平成 29 年 10 月 1 日をもってその効力が発生するものといたします。なお、単元株式数の変更の効力発生に伴い、平成 29 年 9 月 27 日をもって、東京証券取引所における売買単位も 100 株に変更されることとなります。

3.定款の一部変更

(1) 定款変更の目的

上記「1.株式併合」に記載した本株式併合による普通株式および A 種優先株式の発行済株式総数の減少を勘案して当行定款第 6 条に規定される普通株式および A 種優先株式の発行可能種類株式総数を変更するとともに、「2.単元株式数の変更」に記載のとおり、現行定款第 8 条に規定される当行の全ての種類の株式の単元株式数を 100 株に変更するものです。なお、本変更につきましては、本株式併合の効力発生日である平成 29 年 10 月 1 日をもってその効力が発生するものとする附則を設けます。本附則は、効力発生の時をもって削除するものといたします。

(2) 定款の一部変更の内容

定款の一部変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 2 章 株式 第 6 条 (発行可能株式総数および発行可能種類株式総数) 当銀行の発行可能株式総数は、 <u>6 億株</u> とし、普通株式の発行可能種類株式総数は <u>6 億株</u> 、A 種優先株式の発行可能種類株式総数は <u>3 億株</u> とする。 第 8 条 (単元株式数) 当銀行の全ての種類の単元株式数は、それぞれ <u>1,000 株</u> とする。 中略 <u>(新設)</u>	第 2 章 株式 第 6 条 (発行可能株式総数および発行可能種類株式総数) 当銀行の発行可能株式総数は、 <u>6,000 万株</u> とし、普通株式の発行可能種類株式総数は <u>6,000 万株</u> 、A 種優先株式の発行可能種類株式総数は <u>3,000 万株</u> とする。 第 8 条 (単元株式数) 当銀行の全ての種類の単元株式数は、それぞれ <u>100 株</u> とする。 中略 <u>附則</u> <u>第 1 条</u> <u>第 6 条 (発行可能株式総数および発行可能種類株式総数) および第 8 条 (単元株式数) の変更は、平成 29 年 10 月 1 日をもって効力を生じるものとし、かかる効力発生の時をもって本附則を削除する。</u>

上記定款第 6 条 (発行可能株式総数および発行可能種類株式総数) の変更のうち、当行の発行可能株式総数の 6 億株から 6,000 万株への変更につきましては、会社法第 182 条第 2 項に基づき、本株式併合の効力発生日である平成 29 年 10 月 1 日に変更されたものとみなされます。

(3) 定款一部変更の条件

平成 29 年 6 月 28 日開催予定の第 45 期定時株主総会、および普通株主に係る種類株主総会、ならびに A 種優先株主に係る種類株主総会において、上記「1. 株式併合」に関する議案および上記 (2) の定款の一部変更に関する議案が承認されることを条件といたします。

4. 日程

- | | |
|--|-----------------------|
| (1) 取締役会決議日 | 平成 29 年 5 月 10 日 |
| (2) 定時株主総会決議日 | 平成 29 年 6 月 28 日 (予定) |
| (3) 普通株主に係る種類株主総会、ならびに A 種優先株主に係る種類株主総会決議日 | 平成 29 年 6 月 28 日 (予定) |
| (4) 本株式併合の効力発生日 | 平成 29 年 10 月 1 日 (予定) |
| (5) 単元株式数の変更の効力発生日 | 平成 29 年 10 月 1 日 (予定) |
| (6) 定款の一部変更の効力発生日 | 平成 29 年 10 月 1 日 (予定) |

以上